

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、「地域の人々の暮らしのどんな小さな願いも叶えたい」を企業理念（＝存在意義）に掲げ、一步先の便利さで、心弾むひとときをお届けすることをステークホルダーの皆様にお約束しております。株主をはじめ、お客様、お取引先様、従業員、地域社会等への社会的責任を果たすとともに企業価値の向上を重視した経営を推進するため、内部統制システムに関する基本方針を制定して企業倫理の遵守と法令遵守を徹底し、内部統制システム及びリスク管理体制の整備・強化を推進することをコーポレート・ガバナンスの基本と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則5－2】(経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社グループは、グループ中期経営計画「TRANSFORMATION PLAN 2028」のもと、お客様のご要望にきめ細かく対応できる物流体制を強めとし、今後も当社グループが持続的に成長し、収益力を向上するために、事業領域を酒類販売以外に拡張すること、自社商品だけでなく、他社の商品を取り扱うことができるプラットフォームを形成し、多種多様な商品やサービスを拡充することを推進しております。

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/7686/tdnet/2815859/00.pdf>

なお、2028年3月期においては、新リース会計基準の適用年度となるため、同基準適用後の影響額が見込めた段階で、ROEや自己資本比率などの資本コストの算定と数値目標について検討いたします。在庫の軽減などBSの圧縮や自己資本比率などの改善につきまちは引き続き取り組んでまいります。

また、当社はこれまで、株主に対する利益の還元を経営上の重要な施策の一つとして位置づけ、将来における持続的な企業成長と経営環境の変化に対応するため必要な内部留保を講じつつ、利益の還元を安定的かつ継続的に行うことを基本方針としておりました。

今後も、本方針を継続してまいります。事業の成長の過程においては、累進配当とし、安定的な配当を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】(政策保有株式)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、取引先との良好な関係を構築し、事業推進に必要と判断した企業の株式を保有しております。

取締役会では、取引関係の維持・強化を含めた保有目的を総合的に検討し、企業価値向上への貢献度を継続的に評価のうえ、株式の継続保有の可否を検証しております。検証では、政策保有株式を個別銘柄ごとに精査し、事業の協力関係に基づく保有目的の適切性、売上高推移、配当金などの経済合理性を会社規程等※に則り詳細に確認しております。

また、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与しない株式については、様々な事情を考慮したうえで適時適切に売却いたします。

なお、議決権行使の賛否の判断については、重要な不祥事、経済合理性及び企業価値向上への影響を勘案し、議案ごとに社内手続きを経て慎重に判断しております。

※事業会社投融資規程

【原則1－7】(関連当事者間の取引)

当社は、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）について、取締役会の承認を要することとしております。具体的な管理及び手続方法等は会社規程※1に定め、当該規程に基づき社外役員で構成されるグループ関連当事者取引諮問委員会※2において、関連当事者取引の合理性（事業上の必要性）、取引条件の妥当性及び経済合理性の検証を行い、取締役会の承認を得る仕組みとしております。2026年3月期はグループ関連当事者取引諮問委員会を10回開催しました。

また、子会社との取引実施の際にも、当該会社規程で定める手続きに従って、取締役会等で承認を得ることとしております。

※1 関連当事者取引管理規程

※2 グループ関連当事者取引諮問委員会：大島孝之、北原規稚子、中谷登、山田裕士、若松典子

【補充原則2－4①】

当社は、指導的地位にある女性の比率を2030年度末までに30%とする、という政府目標を支持しております。多様性を受容し、性別・国籍・入社時期に関係なく、積極的且つ継続的に人財の採用及び役職への任用を行い、多様な視点や経験等を経営に活かしております。2026年3月31日現在、当社の管理職比率は、女性管理職18.4%、中途採用管理職82.5%、外国人管理職5%です。

当社グループは、従業員が自信をもって人生のキャリアを歩んでいけるように、業務に必要な知識、専門性の強化、未来を牽引するリーダー育成等、エンプロイアビリティを高めることを人財育成の基本的な考え方とし、研修制度を整えております。

従業員が自立・自律的に学ぶ環境を整えることで、流通のインフラ企業として「地域の人々の暮らしのどんな小さな願いも叶えたい」という想いを叶えております。

多様性の確保に向けた人財育成及び社内環境整備への取組み状況は、次の通りです。

- ① 役員及び管理職に向けたダイバーシティ&インクルージョン研修の実施
- ② 育児・介護等に関する両立支援制度の整備と社内周知
- ③ 女性従業員の職域拡大及び女性従業員の積極的な採用・登用
- ④ 残業時間の抑制の促進

⑤病気治療等により勤務が困難な社員を対象に産業医と連携し復職をサポート

今後も継続して女性の活躍推進に向けて、キャリアステージに関係なく働きやすい職場環境を整え、意欲と能力の高い女性スタッフが活躍できるように教育制度をはじめとする各種制度の拡充を継続してまいります。

〔原則2-6〕(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、福利厚生の一環として、従業員自らが投資内容を選択できる確定拠出年金制度のみを導入しております。

当社にて受益者に対して商品の提案等は行っておりませんので、会社と受益者の間に利益相反は生じておりません。

〔原則3-1〕(情報開示の充実)

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社ウェブサイトにおいて、「ひとまいるの想い」として、経営理念や事業方針、それらを支える従業員の行動指針等について開示しております。

また、グループ中期経営計画「TRANSFORMATION PLAN 2028」のもと、今後も当社グループが持続可能に成長し、収益力を向上するために、事業領域を酒類販売以外に拡張すること、自社商品だけでなく、他社の商品を取り扱えるプラットフォームを形成し、多種多様な商品やサービスを拡充することを計画しております。

<https://www.hitomile.co.jp/corporate/philosophy.html>

<https://www.hitomile.co.jp/corporate/mp.html>

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1.コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」における、「1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii) 当社の取締役報酬は、毎月支給される固定報酬と譲渡制限付株式報酬で構成されております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定について、各取締役の担当領域の責任に応じた水準とすることを基本方針としております。具体的には、役位、職責等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与等を総合的に勘案し、グループ指名・報酬諮問委員会での審議内容を十分に尊重したうえで決定します。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任及び社内から取締役候補者としての指名を行う際には、社内取締役1名と社外取締役2名から構成されるグループ指名・報酬諮問委員会においてそれぞれ職務における能力や実績だけでなく、人格に優れた者を候補者として選定を行い、取締役会に対して提案いたします。取締役会では、その提案について十分に審議し、決定することとしております。

社外取締役・社外監査役につきましては、退任する社外取締役・社外監査役の経験や知見を考慮すると同時に、留任する社外取締役・社外監査役とのバランスに配慮し、かつ人格に優れた者を候補者として、選定する方針としております。

また、経営陣幹部のうち取締役の解任については、当社の役員職務規程に違反した場合や取締役の選定基準を満たさなくなった場合等、解任すべき正当な理由が判明したときは、取締役会で公正、透明かつ厳格な審議のうえ、法令に従い株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任いたします。

その他経営陣幹部の解任については、解任すべき正当な理由が判明した場合に取締役会に解任議案を上程し、公正、透明かつ厳格な審議のうえ、取締役会の決議をもって解任いたします。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

経営陣幹部の選解任及び取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明につきましては、株主総会招集通知の「株主総会参考書類」に「取締役・監査役候補者とした理由」を記載し、開示いたします。

〔補充原則3-1③〕

(1) 自社のサステナビリティへの取組み

6つの重要課題(マテリアリティ)を設定し、グループサステナビリティ委員会を中心に課題解決への取組みを推進しております。また、金融安定理事会の気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)に賛同表明するとともに、TCFDの枠組みに沿った気候変動に伴うリスクと機会が当社事業にもたらす影響について、「ガバナンス」・「戦略」・「リスク管理」・「指標と目標」に分類し当社ウェブページに情報開示しております。サステナビリティの取り組みやTCFDに関する情報開示の詳細については、以下のURLをご参照ください。

<https://www.hitomile.co.jp/sustainability/>

(2) 人的資本への投資

当社グループは、人的資本を中長期的な企業価値創造の原動力と位置づけ、「人的資本経営」を中核に据えた中期人財戦略を策定しております。事業環境の多角化、働き方の多様化、人財獲得競争の激化といった外部環境の変化を踏まえ、新たに策定した「ひとまいるSpirits(スピリッツ)」を体現し、自律して事業を推進できる人財開発を通じて、人的資本の価値を最大限に引き出し、持続可能な成長と社会的価値の創出を実現してまいります。

<重点施策>

- ・多様な働き方を可能にする柔軟な制度の整備
- ・ウェルビーイングの向上と組織内コミュニケーションの強化
- ・自律的なキャリア形成支援とチャレンジ機会の拡充
- ・次世代経営人財の計画的育成
- ・HRテクノロジーを活用した人財情報の可視化と戦略的活用

これらの施策を一体的に推進することで、すべての従業員が成長しながら、能力を最大限に発揮し、企業の持続的発展と社会への貢献を両立させることで、企業価値の最大化を目指してまいります。

(3) 知的財産への投資

当社グループは、競争力強化の観点から知的財産の重要性を認識しております。「物流」を軸とし、受注・配達・請求決済までの一連のサービスを提供する販売プラットフォーム(=生活のインフラ)として、飲食店向けと家庭向けの両方を手掛けるカクヤスモデルのもとで培ってきた、仕入、物流、商品開発、店舗運営、営業などのノウハウ及びカクヤスブランド自体を知的財産と捉え、ハウスマークやサービス等を商標登録することにより、権利化及び公知化を図り、ブランド力の向上、競争力の強化に努めております。

〔補充原則4-1①〕(経営陣への委任の範囲)

当社は、取締役会において決議、報告すべき事項を「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「職務権限・決裁事項明細表」に定めております。当社グループの経営戦略に係る事項等は、取締役会において十分に審議のうえ、決議を得ることとしています。

<取締役会決議事項の例>

- ・法令又は定款に定める事項
- ・職務権限・決裁事項明細表に定める事項
- ・その他業務の執行に関する重要事項

その他、取締役会の決議を要しない事項については「職務権限規程」及び「職務権限・決裁事項明細表」に基づいて、事業の執行経験を豊富に有する取締役及び執行役員等に決定権限を委任しており、効率的かつ機動的な意思決定を行う体制を構築しております。また、取締役等に決定権限を委任した事項のうち一定の重要事項については取締役会報告事項とし、取締役会は適切に監視、監督を行っています。

〔原則4-2〕(取締役会の役割・責務(2))

当社は、リスクを伴う事項について、経営陣幹部がリスクを適切に認識し、経営判断できるよう、取締役会において、監査役によるコンプライアンスの観点や独立社外取締役による社外や株主の視点からの意見・提言を踏まえた議論を経たうえで基本方針を定め、その方針の下での経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援しております。

また、当社の役員報酬制度はこれまで、固定金銭報酬のみで構成されておりましたが、同制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、金銭報酬とは別枠にて、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

〔補充原則4-2①〕（経営陣の客観性・透明性ある報酬決定手続きとインセンティブ報酬の導入）

当社は、インセンティブ報酬として、第43回定時株主総会決議において譲渡制限付株式報酬を導入いたしました。金銭報酬及び譲渡制限付株式報酬の決定方法は「原則3-1 (iii)」に記載のあるとおり、客観性・透明性ある手続によって決定しております。

〔原則4-9〕（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）

当社は独立役員の選任にあたっては、「当社の事業の持つ特性を十分理解しており、経営判断が一般株主に与える影響の広がりを知ること」、「上場企業での役員の経験があり、上場企業が行う一般株主への配慮の視点の経験を持っていること」、さらには「単なる意見の表明を超えて、議決権を行使することを通じて、より直接的に見解を表明し行動すること」を総合的に検討することとしております。独立社外取締役については、経験と識見から当社の論理にとらわれない客観的視点をもって率直な意見を述べる人物を選定しており、取締役会においては、忌憚のない意見を述べるように配慮しております。

〔補充原則4-10①〕（任意の指名・報酬委員会の設置）

当社は、取締役会の諮問機関として、2名の独立社外取締役を含む3名のグループ指名・報酬諮問委員会を設置しております。グループ指名・報酬諮問委員会では、取締役及び主要な経営陣の候補となる者の指名、解任、また、取締役の報酬額の決定について、ジェンダーや多様性、スキル等さまざまな視点で審議を行うことで、透明性・公平性を確保し、取締役会へ答申を行っております。

〔補充原則4-11①〕（取締役会の全体のバランス、多様性及び規模に関する考え方）

当社は、取締役会の諮問機関であるグループ指名・報酬諮問委員会において、取締役候補者の有するスキルや経験等を踏まえた上で十分に審議を行い、取締役会へ答申を行っております。取締役会では、候補者のスキル等はもとより、経営環境や中長期における事業戦略、取締役全体のバランス等を踏まえた上で選解任を決議しております。なお、各取締役のスキル・マトリックスは、「株主総会招集通知」に記載しております。

〔補充原則4-11②〕（役員の兼任状況）

当社は、当社の取締役・監査役の他の上場会社役員との兼任状況について、「株主総会招集通知」や「有価証券報告書 第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 4. コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しておりますので、ご参照ください。

〔補充原則4-11③〕（取締役会全体の実効性評価）

取締役会の実効性評価については、毎年取締役及び監査役に対してアンケートを実施しており、直近では、本年5月に実施いたしました。アンケート結果の概要は、当社ウェブサイト「取締役会の実効性評価の結果の概要」をご参照ください。

本年のアンケート結果より、実効性の確保については、概ね肯定的な評価の中、運営面の改善を必要とする意見もあったため、運営側で改善提案を行い、社外役員を交えた意見交換を経て、改善案を策定いたしました。

今後は、取締役会が業務執行についてのより深い議論の場となるよう、議案の十分な検討時間を確保すべく、改善案を基に運営側のサポート体制の強化に努めます。

〔補充原則4-14②〕（取締役・監査役に対するトレーニングの方針）

取締役・監査役が、それぞれの役割や責務を果たす上で必要になる事業・会社環境の理解やコーポレート・ガバナンス等に関する知識を向上させるために必要な機会の提供、費用の支援等を行います。特に社内役員に対しては、経営者や監査役としての素養、会社法やコーポレート・ガバナンス等に関する知識、コンプライアンス及び経営に関する有用な情報を提供します。また、社外役員に対しては、当社グループの経営戦略や事業の内容、取り組みの状況等の理解を深めるため、就任時にこれらの説明を行うとともに、その後も適宜、事業所や物流センターの見学、担当役員からの説明等を行います。

〔原則5-1〕（株主との建設的な対話に関する方針）

株主や投資家の皆さまとの建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりです。

(i) 当社は、経営戦略担当の取締役を株主や投資家の皆さまとの対話全般の統括者として指定しております。経営幹部が対話に参画するとともに、グループ経営戦略部をIR担当部門として、株主や投資家の皆さまとの対話の充実に向けて能動的なIR活動を行ってまいります。

(ii) グループ経営戦略部は各子会社と相互に連携を図り、決算発表、株主総会などの株主や投資家の皆さまとの対話において正確な情報提供に努めております。

(iii) 株主や投資家の皆さま向けに第2四半期・期末に決算説明会を開催し、代表取締役が直接説明することとしております。また、当社ウェブサイト等において決算説明会資料や事業報告書等を開示し、積極的な情報開示に努めてまいります。

(iv) 株主や投資家の皆さまとの面談を通じていただきました意見を集約して、定期的に取締役会及び監査役会にフィードバックすることで今後の企業経営に活用してまいります。

(v) 対話に際してのインサイダー情報の管理につきましては、会社規程※にて未公開の重要情報に関する取扱いを定めるとともに社内に周知徹底を行うことで、フェア・ディスクロージャーを徹底してまいります。

※適時開示規程

〔補充原則5-2①〕

当社グループは、グループ中期経営計画「TRANSFORMATION PLAN 2028」において、お客様のご要望にきめ細かく対応できる物流体制を強めとし、今後も当社グループが持続的に成長し、収益力を向上するために、事業領域を酒類販売以外に拡張すること、自社商品だけでなく、他社の商品を取り扱うことができるプラットフォームを形成し、多種多様な商品やサービスを拡充することを基本方針とするとともに、収益性や成長性の観点から事業再編について示しております。

〔資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応〕

記載内容	検討状況の開示
英文開示の有無	無し

該当項目に関する説明

当社は、グループ中期経営計画「TRANSFORMATION PLAN 2028」にて、中長期的な経営戦略と併せて数値目標を掲げておりますが、2028年3月期においては、新リース会計基準の適用年度となるため、同基準適用後の影響額が見込めた段階で、ROEや自己資本比率などの資本コストの算定と数値目標について検討いたします。在庫の軽減などBSの圧縮や自己資本比率の改善については引き続き取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社SKYグループホールディングス	13,631,100	46.76
伊藤忠食品株式会社	2,250,000	7.71
三菱食品株式会社	2,250,000	7.71
カクヤス従業員持株会	1,738,990	5.96
麒麟麦酒株式会社	648,000	2.22
アサヒビール株式会社	630,000	2.16
サッポロビール株式会社	630,000	2.16
サントリー株式会社	630,000	2.16
松井 隆行	375,000	1.28
吉川 朋孝	273,500	0.93

支配株主（親会社を除く）の有無	――
-----------------	----

親会社の有無 更新	なし
------------------------	----

補足説明 更新

大株主の状況は、2026年3月31日時点の株主名簿によるものです。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社のその他の関係会社である、株式会社SKYグループホールディングスから当社に対する事業上の制約はなく、当社の経営方針・政策決定および事業展開につきましては、当社取締役会において審議のうえ決議がなされており、当社の自主性・独立性は確保されているものと認識しております。

また、株式会社SKYグループホールディングスを含む同社傘下各社との取引が発生する場合は、2名の独立社外取締役を含むグループ関連当事者取引諮問委員会において、同社等からの独立性確保の観点から、取引の必要性、取引条件の妥当性、取引の規模等を十分に検証した上で、当社取締役会が当該取引の是非を決定することとしており、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応してまいります。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大島 孝之	他の会社の出身者											
北原 規稚子	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

大島 孝之	○	---	大島孝之は、小売業の企業経営に関与した経験が豊富であり、かつ人格・見識等により適任であることから社外取締役として選任いたしました。また、他社の役員との兼職はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立性を有すると判断し、独立役員に指定しております。
北原 規稚子	○	---	北原規稚子は、ブランド戦略及びマーケティング領域における経験が豊富であり、かつ人格・見識等により適任であることから社外取締役として選任いたしました。また、同氏が社外役員を務める株式会社アールシーコアと当社との間には取引関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立性を有すると判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	グループ指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	グループ指名・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 [更新](#)

グループ指名・報酬諮問委員会は、取締役等の指名や報酬決定手続きの公正性・透明性・客観性の強化及び実効性の確保を目的として、独立社外取締役を過半数とする3名で構成されております。また、当社の企業価値の向上及び経営戦略の実現のために、事業を変革し成長を牽引する社長等のリーダーの後継者選定及び報酬決定プロセス等に関する審議を継続的に実施し、取締役会に答申致します。また、委員ではありませんが、社外有識者1名がオブザーバーとしてグループ指名・報酬諮問委員会に参加しております。

2026年3月期のグループ指名・報酬諮問委員会の活動として、3回開催し、全ての開催において全員が出席しました。取締役候補者の選定や子会社取締役候補者の選定などについて活発な議論を実施し、取締役会に答申しました。

・グループ指名・報酬諮問委員会（更新日時点）：大島孝之（委員長、社外取締役）、前垣内洋行（社内取締役）、北原規稚子（社外取締役）

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	員数の上限を定めていない
監査役の実数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人より品質管理体制、監査計画、職務執行状況及びその監査結果について適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見交換を行うほか、会計監査計画の立案時及び会計監査終了後に、会計監査人及び内部監査室を招聘して三様監査連絡会を開催しております。三様監査連絡会では、会計監査人より監査計画と職務の執行状況並びにその結果について報告を受け、情報の共有、問題点の共有並びに意見交換を図っております。

なお、常勤監査役は、会計監査人の監査に立ち会うなど会計監査人の職務の執行状況を監視し、その結果を監査役会に報告するほか、必要に応じて、会計監査人と個別の課題について情報及び意見の交換を行うほか、グループ内部監査室との定期会合を原則毎月開催し、監査計画、職務執行状況及びその監査結果などについての情報を共有し、必要に応じてグループ内部監査室の意見を聴取する等の連携を図っており、その結果を監査役会に報告しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中谷 登	他の会社の出身者													
山田 裕士	税理士													
若松 典子	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中谷 登		—	中谷登は、大手金融機関に長年勤務し金融・財務の分野において培われた経験と経営分野における高い専門性の観点から、当社の監査体制に資すると判断したため、社外監査役に選任しております。 なお、独立役員の該当性について、本報告書の「独立役員関係」の「その他独立役員に関する事項」に記載している事項のうち、「上場企業での役員の経験」および「単なる意見の表明を超えて、議決権を行使することを通じて、より直接的に見解を表明し行動すること」について要件を満たしていないことから、独立役員への指定はしていません。
山田 裕士		—	山田裕士は、税理士の資格を有し、長年にわたり酒税行政に携わった税務の専門性の観点から、当社の監査体制に資すると判断したため、社外監査役に選任しております。 なお、独立役員の該当性について、本報告書の「独立役員関係」の「その他独立役員に関する事項」に記載している事項のうち、「上場企業での役員の経験」および「単なる意見の表明を超えて、議決権を行使することを通じて、より直接的に見解を表明し行動すること」について要件を満たしていないことから、独立役員への指定はしていません。

若松 典子	—	若松典子は、公認会計士としての高い専門知識に加え、会計・税務に関する深い知見、さらにはスタートアップから上場企業に至るまでのガバナンス構築に関する豊富な実務から、当社の監査体制に資すると判断したため、社外監査役に選任しております。 なお、独立役員の該当性について、本報告書の「独立役員関係」の「その他独立役員に関する事項」に記載している事項のうち「単なる意見の表明を超えて、議決権を行使することを通じて、より直接的に見解を表明し行動すること」について要件を満たしていないことから、独立役員への指定はしていません。
-------	---	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の選任にあたって、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当していないことの確認とともに、「当社の事業の持つ特性を十分理解しており、経営判断が一般株主に与える影響の広がりをも十分察知できること」、「上場企業での役員の経験があり、上場企業が行う一般株主への配慮の視点の経験を持っていること」、さらには「単なる意見の表明を超えて、議決権を行使することを通じて、より直接的に見解を表明し行動すること」という当社方針を踏まえ、総合的に検討することとしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度のほか、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは2017年と2018年に当時の全社員を対象に支給されております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬の支給人数及びその報酬額については、招集通知及び有価証券報告書に記載のとおりでございます。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

役員報酬の支給人数及びその報酬額については、招集通知及び有価証券報告書に記載のとおりでございます。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制についてはグループ経営戦略部が、また、社外監査役へのサポートは監査役専従スタッフ1名が行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・「取締役会」

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名と社外監査役3名の計11名で構成されております。

取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催し、法令、定款及び取締役会規程に従い、重要事項について審議・決定を行い、また取締役の業務執行状況の報告を受け、その監督・監視等を行っております。当事業年度において、なお、取締役総数に占める社外取締役の割合は25%となるため、経営監視機能維持の観点から、今後対応策を検討してまいります。

・「監査役監査、内部監査及び会計監査の状況」

監査役、グループ内部監査室及び会計監査人は、三様監査連絡会等を通じて監査計画、報告等の内容について、共有、連携を図っています。

・「監査役会」

当社の監査役会は社外監査役3名で構成され、うち1名は常勤監査役であり、定例及び随時に開催しております。各監査役は、取締役会への出席のほか様々な社内会議への陪席も行っています。また、取締役等からの業務執行の状況の聴取や決裁書類等の閲覧を通じて取締役等の業務執行の状況を客観的な立場から監視しております。

また、監査役相互間の情報の共有化を図るとともに、監査役会で策定した監査計画に基づき、報告の聴取など取締役の業務執行及び従業員の業務全般にわたってモニタリングを行うことにより、実効性のともなった経営監視を行っております。

・「内部監査」

社長直属のグループ内部監査室(室長及び室員3名の合計4名)が年度計画に基づき、当グループに対する業務監査を実施し、公正・客観的な立場から監査を行っております。

・「会計監査」

会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人としては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。

業務を執行した公認会計士

水野 博嗣

寺田 大輝

会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名及びその他33名であります。

・「三様監査」

監査役監査、会計監査、内部監査は三者の連携の重要性に鑑み定期・随時に連携を行っております。

・「グループコンプライアンス委員会」

グループ横断的に構成され、原則として3ヵ月に1回開催し、各子会社取締役等を通じてコンプライアンスの体制整備状況、グループにおける内部通報及びコンプライアンス違反事例についての再発防止対策等の報告を受け、また、その他コンプライアンス経営にあたっての重要課題等を検討し取締役会に対して提言を行っております。

・「グループリスク管理委員会」

グループ横断的に構成され、原則として3ヵ月に1回開催し、各子会社取締役等を通じて事業遂行に関わるリスクについて年度ごとに見直し、リスク管理の体制整備や取組状況の報告を受け、リスクの発生防止と被害の最小化を図り全体的なリスク管理を実施しております。また、有事においては本委員会が統括して危機管理を行います。

・「グループ指名・報酬諮問委員会」

取締役会の諮問機関として、グループ指名・報酬諮問委員会規程に基づき、独立社外取締役を主要な構成員とするグループ指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役等の指名及び報酬等について審議することにより、社外取締役の知見及び助言を活かすとともに、取締役等の指名及び報酬等の決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実に努めます。

・「グループサステナビリティ委員会」

グループ横断的に構成され、原則として3ヵ月に1回開催し、その内容を取締役会に定期的に報告する形を取っております。グループサステナビリティ委員会は、配下のワーキンググループであるマテリアリティごとの分科会から取組みについての報告を受け、テーマごとの目標の承認と必要な助言を行ってまいります。また、サステナビリティに関するリスクと機会の分析を行い、リスク状況を網羅的に把握し、対応策のモニタリングを継続的に実施してまいります。影響度の高いリスク項目については、グループリスク管理委員会にも共有し、当社グループ全体のリスク管理体制の中で管理してまいります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、会社の機関として株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会では独立役員である社外取締役2名を選任し、社外監査役3名によって構成される監査役会と連携することにより、取締役の職務執行への監査・監督機能の強化を図っております。さらに、取締役会の諮問機関として、企業倫理に則った透明性の高い公正な事業活動を推進することを目的として、グループ関連当事者取引諮問委員会及びグループ指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を開催するものとします。

取締役会の決定に基づく業務執行については、業務執行取締役又は執行役員の指示に基づき、会社規程の定めに従って行っています。

組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、業務及び責任の範囲についての基本原則及び執行手続きの詳細を定めるほか、業務執行の重要課題を議論する経営会議や執行役員会議を活用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知は法定発送日より早く発送することを心掛けております。また、東証TDNet及び当社ホームページにおいて発送前開示に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席頂けるよう可能な限り集中日を避けて開催日を設定するよう配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	2023年6月23日に開催の定時株主総会より導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使プラットフォームへの参加はしておりませんが、今後の株主構成の状況を踏まえ、株主の皆様にご満足いただける議決権行使の方法を検討していく考えです。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳を含む英語での情報発信は実施しておりませんが、今後の株主構成等も踏まえて対応を検討いたします。
その他	株主総会では、映像等を利用して事業報告を行い業績や事業状況の理解促進に努めております。また、インターネットによるライブ配信も行っておりより多くの株主の皆様にご視聴をいただけるよう取り組んでおります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家の皆様に対し、透明性・公平性・継続性を基本にした情報開示に努めております。その方針に基づき策定したディスクロージャーポリシーを当社のウェブサイトに掲載しておりますので、以下よりご参照ください。 https://www.hitomile.co.jp/ir/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家の皆様に、当社の事業活動や取組みを理解いただけるよう「個人投資家の皆様へ」という特設ウェブページを設けております。また、IR担当者への直通の問い合わせ電話も設置し、積極的に情報提供をしております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回実施しております。 機関投資家、アナリストとの個別ミーティングは、その要請に応じて四半期ごとに実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の海外投資家の持株比率を踏まえ、開催を検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト「株主・投資家情報」のページを設置し、有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料、株主総会招集通知、決議通知などを掲載しております。 https://www.hitomile.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ経営戦略部を担当部署として対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示するという上場企業としての責務を果たすため、当社は適時開示規程を制定しており、当社の株主、投資家、及びそのほかの利害関係者のすべてに対して適時・適切な会社情報を提供し、当社に対する理解を深めること、社会的信頼を向上させること、及び適正な評価に資することを掲げております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、「地域の人々の暮らしのどんな小さな願いも叶えたい」という想いの実現に向け、ステークホルダーとの協働・共栄を通じて、「持続可能な社会の実現」と「グループの成長」の両立を目指すことをサステナビリティ基本方針として掲げ、6つの重点課題（マテリアリティ）を定めております。 中でも、配達サービスを主とする当社グループにおいて、環境負荷の低減は重要な課題と認識しており、対応策として配達用車両にEV軽自動車及びハイブリッド車の導入や再生可能エネルギー由来電源への切替えを段階的に進め、温室効果ガス排出量の抑制に努めております。 また、お届けだけでなく「回収」も強みにした2WAY型サービスを活用した廃食用油回収は、お客様に大変好評いただいております。自然環境を守る社会課題の解決に貢献しながら事業収益を上げる優れたサービスであると自負しております。このような当社の強みとなるサービスが、社会課題解決となるようサービスを広げていきたいと考えております。 加えて、当社グループが果たす責任として、お酒にまつわる様々な問題に対応する相談窓口の支援をしております。さらに、酒・飲食文化の継承への取り組みとして、産学連携での研究や蔵等の生産者への支援・提携も積極的に推進しております。 詳細は当社ウェブサイトに掲載しております。 https://www.hitomile.co.jp/sustainability/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	法定開示制度・適時開示については、適切な情報開示に努めております。投資家判断に影響を与えらると思われる情報については、フェア・ディスクロージャーの観点から、迅速に開示してまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条4項6号）
 当社は、取締役が国内外の法令、定款、社会規範、倫理等を遵守（以下「コンプライアンス」という。）した行動をとることが、あらゆる企業活動の前提であるとの認識を共有します。
 監査役は取締役の行動が法令又は定款に違反しないことを監視します。
 取締役が他の取締役の法令又は定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告します。
 当社は、社外取締役を選任し、第三者的立場から経営への監督を受け、また、当社及び当社グループの経営に関する助言を得ることにより、取締役会の意思決定の信頼性を高めます。また、取締役会への助言及び提言体制として、社外取締役及び社外監査役によるグループ関連当事者取引諮問委員会、並びに社外取締役等によるグループ指名・報酬諮問委員会等を設置しています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条1項1号）
 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類及び事業報告並びにそれらの附属明細書の職務執行にかかる情報については、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、10年以上は閲覧可能な状態を維持することとします。その他業務執行に関わる書類についても、文書管理規程に則り保存及び管理を行うこととします。
 取締役、監査役、グループコンプライアンス委員会及びグループ内部監査室は、常時これらの文書等を閲覧できます。
3. 損失の危機の管理に関する規定その他の体制（会社法施行規則第100条1項2号）
 当社のリスク管理は、有事に向けてはひとまいるグループリスク管理委員会規程を定めてリスク管理を行っています。また、短期・中長期のリスクに関しても、重要なものは経営課題として、その対応状況をグループリスク管理委員会にて確認し、取締役会に提言します。
 グループ内部監査室は、会社のリスク管理の状況を監査し、その結果は必要に応じて取締役会及び監査役会に報告します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法第100条1項3号）
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時及び必要に応じて適宜臨時に開催します。
 - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとします。
 - (3) 当社において必要な場合には、執行役員制度を導入し、取締役会がこれを監督します。執行と監督の分離により効率的な執行を行います。
 - (4) 当社は事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図ります。
 - (5) グループ内部監査室は、当社の事業活動の効率性及び有効性について監査し、その結果は必要に応じて取締役会及び監査役会に報告します。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条1項4号）
 - (1) 当社のコンプライアンスの管理は、グループ法務部を中心として、法令の洗い出しや、違法の運営体制を整備しています。
 - (2) グループ内部監査室は、コンプライアンスの遵守の状況を監査し、その結果は必要に応じて取締役会及び監査役会に報告します。
 - (3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内重要事項報告制度及び当社グループ共通に設けた内部通報制度があります。
6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条1項5号）
 - イ. 子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 当社が定めるグループ会社管理規程に従い、子会社の取締役は営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社取締役会に対して定期的に報告を行います。
 - (2) 子会社の取締役及び業務を執行する社員は、法令違反その他職務執行上の重要な事項を発見した場合には、速やかに子会社統括部署であるグループ経営戦略部に報告するものとします。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理は、ひとまいるグループリスク管理委員会規程に定めるとおり、リスク管理に関わる組織としてグループリスク管理委員会を設置しています。グループリスク管理委員会は、当社及び子会社の取締役又は執行役員（以下「役員」という。）を委員とし、原則として3ヵ月に1回開催し、各委員等を通じて事業遂行に関わるリスクについて年度ごとに見直し、リスク管理の体制整備や取組状況の報告を受け、リスクの発生防止と被害の最小化を図り全体的なリスク管理を実施しています。また、有事においては本委員会が統括して危機管理を行います。なお、グループ内部監査室は、子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果は必要に応じて取締役会及び監査役会に報告します。

ハ、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、子会社において、取締役会を定時及び必要に応じて適時臨時に開催して決定、又は、取締役が必要に応じて適時決定します。

(2) 子会社の取締役会の決定、又は、取締役の決定に基づく業務執行については、各子会社の組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとします。

(3) 子会社において必要な場合には、執行役員制度を導入し、取締役会がこれを監督します。執行と監督の分離により効率的な執行を行います。

(4) 当社グループは事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図ります。

(5) グループ内部監査室は、当社グループの事業活動の効率性及び有効性について監査し、その結果は必要に応じて取締役会及び監査役会に報告します。

ニ、子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループのコンプライアンス体制の管理は、ひとまいるグループコンプライアンス委員会規程に定めるとおり、コンプライアンス管理に関わる組織として、グループコンプライアンス委員会を設置しています。グループコンプライアンス委員会は、当社及び子会社の役員を委員とし、原則として3ヵ月に1回開催し、各委員等を通じてコンプライアンス遵守の体制整備状況や社内の内部通報の確認及び違反事例についての再発防止対策等の報告を受け、また、その他コンプライアンス経営にあたっての重要課題等を検討し取締役会に対して提言を行っています。

(2) グループ内部監査室は、子会社のコンプライアンス遵守の状況を監査し、その結果は必要に応じて取締役会及び監査役会に報告します。

(3) 当社は、子会社の役職員が当社のグループ法務部又は外部の専門家等に対して直接通報を行うことができる当社グループ共通の内部通報制度を整備します。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条3項1号、2号）

監査役は、当社使用人に対し、その監査業務に関する補助を依頼することができるものとし、依頼を受けた使用人は、その依頼に対し、取締役及び所属部門長の指揮命令を受けないものとします。

8. 監査役の前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条3項3号）

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならないものとします。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条3項4号）

イ、取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、会社法第357条に定める事項のほか、重要な法令又は定款違反、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事案、リスク管理に関する重要な事項について監査役に報告するものとします。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとします。

ロ、子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役及び使用人は、会社法第357条に定める事項のほか、重要な法令又は定款違反、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事案、その他リスク管理に関する重要な事項について直接又は子会社統括部署であるグループ経営戦略部を通じて監査役に報告するものとします。

前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとします。

10. 前項の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条3項5号）

当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。

11. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条3項6号）

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

12. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条3項7号）

内部通報制度に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、その他のコンプライアンス上の問題が発生した場合の監査役への適切な報告体制を確保するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力との関係を根絶するため、反社会的勢力対応規程に従い、主管部署たるグループ総務部が反社会的勢力排除に関するマニュアルの策定及び反社会的勢力に係わる対応窓口業務、その他関連する業務を統括します。また、不当要求を受けた場合の通報連絡体制の整備、取引業者との基本契約に反社会的勢力との関係排除条項明記など、実践的運用のための社内体制を整備し、徹底します。

V その他

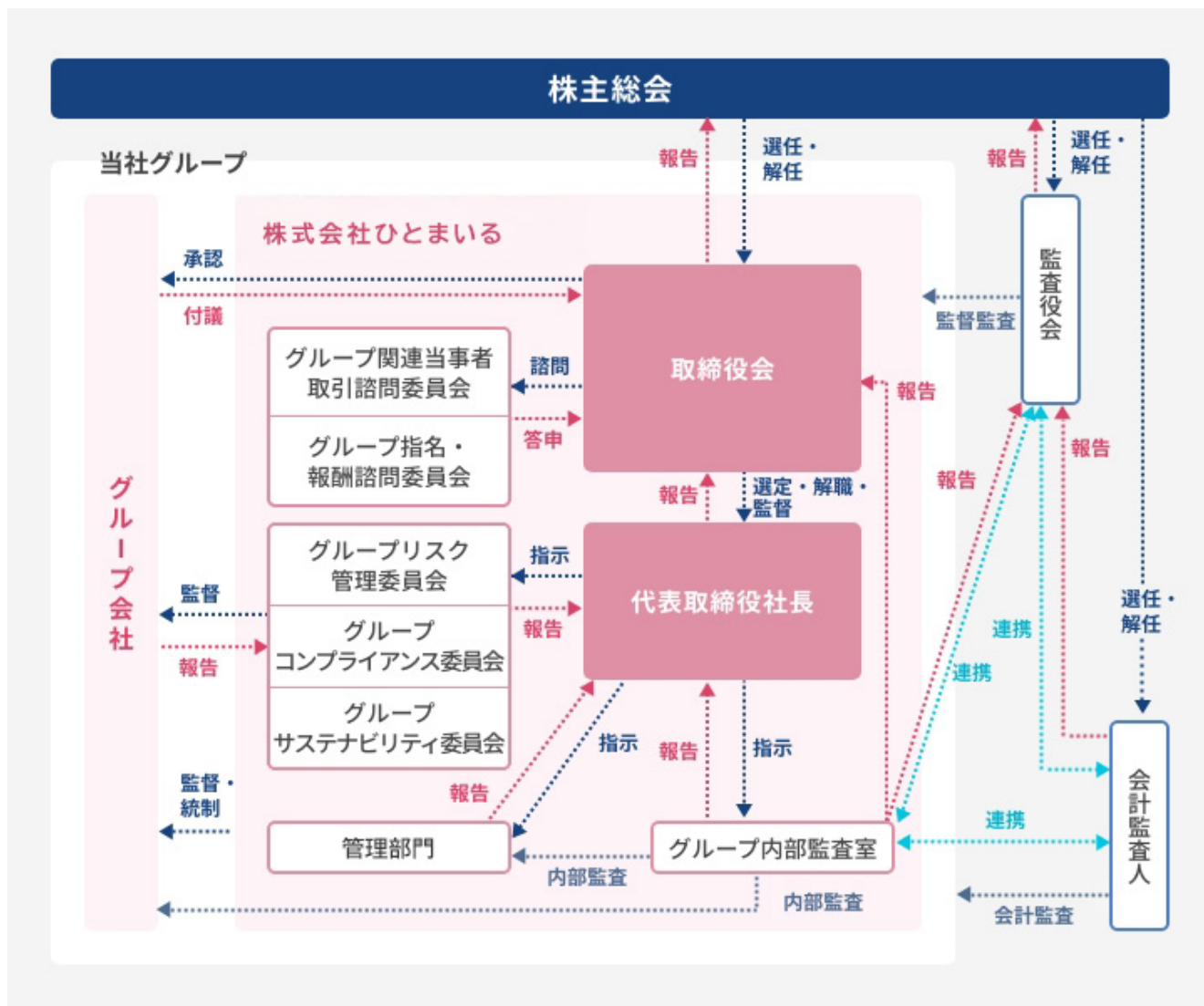
1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【別紙】 情報開示体制図

